国立研究開発法人物質・材料研究機構
DICEアカウント利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
（略） DICEアカウント利用約款（以下「本約款」という。）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が管理・運営する材料データプラットフォーム「DICE」の各種サービスを利用するためのアカウント（第１条に定義。以下「DICEアカウント」という。）の利用条件を定めるものです。 DICEアカウントの登録者（第１条に定義）は、DICEアカウントのご利用に際して本約款を遵守する義務を負い、また、DICEアカウントのユーザ登録により本約款、機構公式ホームページのサイトポリシー（https://www.nims.go.jp/siteinfo/site-policy.html）及びプライバシーポリシー（https://www.nims.go.jp/siteinfo/privacy-policy.html）に同意したものとみなされますので、ご登録にあたっては、本約款、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読みください。 （略） （本約款の適用） 第２条　（略） ２　（略） ３　（略） （略） （DICEアカウントの対象となるシステム） 第４条　機構は、登録者に対して、本約款に定める条件の下で、次の各号に	（略） DICEアカウント利用約款（以下「本約款」という。）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が管理・運営する材料データプラットフォーム「DICE」の各種サービスを利用するためのアカウント（第１条に定義。以下「DICEアカウント」という。）の利用条件を定めるものです。 DICEアカウントの登録者（第１条に定義）は、DICEアカウントのご利用に際して本約款を遵守する義務を負い、また、DICEアカウントのユーザ登録により本約款、機構公式ホームページのサイトポリシー（http://www.nims.go.jp/siteinfo/site-policy.html）及びプライバシーポリシー（http://www.nims.go.jp/siteinfo/privacy-policy.html）に同意したものとみなされますので、ご登録にあたっては、本約款、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読みください。 （略） （本約款の適用~~及び変更~~） 第２条　（略） ２　（略） ３　（略） （略） （DICEアカウントの対象となるシステム） 第４条　機構は、登録者に対して、本約款に定める条件の下で、次の各号に

示す対象システムに共通してログインすることのできるDICEアカウントを発行します。各種サービスの利用開始に伴う必要手続きは、当該利用を開始するサービスのサービス約款に則るものとします。 一　NIMS物質・材料データベースシステム「MatNavi」 二　無機材料データベースシステム「AtomWork-Adv」 三　材料データリポジトリシステム「MDR」 四　データ蓄積・共用システム「RDE」 五　データ蓄積・共用システム「RDE」（ARIM事業における利用） 六　ユーザ登録システム ２　（略） （略） 附 則（令和５年６月２６日） この約款は、令和５年８月１日から施行する。	示す対象システムに共通してログインすることのできるDICEアカウントを発行します。各種サービスの利用開始に伴う必要手続きは、当該利用を開始するサービスのサービス約款に則るものとします。 一　NIMS物質・材料データベースシステム「MatNavi」 （挿入） 二　材料データリポジトリシステム「MDR」 三　データ蓄積・共用システム「RDE」 四　データ蓄積・共用システム「RDE」（ARIM事業における利用） 五　ユーザ登録システム ２　（略） （略）